

小林市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助に係る監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和4年1月24日

小林市監査委員 南崎 淳一郎  
小林市監査委員 坂下 春則

# 財政援助に係る監査結果報告

## 1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

## 2. 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 南崎 淳一郎

小林市監査委員 坂下 春則

## 3. 監査の対象

令和2年度における財政援助団体及び指定管理者の中から、3補助金、4指定管理者を抽出した。

### ◎ 監査の対象とした補助金

	監査対象事業名	補助額(円)	所属部課名	
1	喫煙マナー啓発事業補助金	800,000	市民生活部	生活環境課
2	特例浄化槽設置整備事業補助金	1,438,000		
3	学校給食費負担軽減補助金	65,477,476	教育部	スポーツ振興課

### ◎ 監査の対象とした公の施設に係る指定管理者

	監査対象施設名	指定管理者名	委託料(円)	所属部課名	
1	小林市西ノ原農村集会所	小林市北西地区 村づくり推進協議会	113,000	経済部	農業振興課
2	小林市堤下構造改善センター	小林市堤下地区 村づくり推進協議会	153,000		
3	小林市平川地区コミュニティセンター	平川土地改良区	294,000		
4	小林市東方研修館	東方区自治会	55,000		

## 4. 監査の実施期間

書類審査 令和3年10月22日～令和4年1月17日  
所管課ヒアリング 令和3年11月17日

## 5. 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

### (1) 補助金

- ① 補助事業は、目的に沿って適切かつ効果的に行われているか。
- ② 補助金の交付及び確定事務は、適切に行われているか。
- ③ 補助金に係る会計経理は、適正に行われているか。
- ④ 補助事業の効果及び履行の確認は、適切に行われているか。
- ⑤ 補助団体に対する指導及び監督は、適切に行われているか。

### (2) 指定管理者

- ① 施設の管理運営は、関係法令、基本協定書等に基づき適正かつ効率的に行われているか。
- ② 基本協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ③ 施設の管理に係る会計経理は、適正に行われているか。
- ④ 指定管理者への指導及び監督は、適切に行われているか。

## 6. 監査の方法

### (1) 補助金

監査に当たっては、交付決定の決裁原議書、実績報告書及び確定の決裁原議書、現金出納簿、領収書等の証拠書類の提出を求め、書類審査を行うとともに、所管課の課長等から説明を聴取した。

### (2) 指定管理者

監査に当たっては、指定管理者基本協定書、指定管理者事業報告書、モニタリング評価票、利用許可申請書、管理日誌等の提出を求め、書類審査を行うとともに、所管課の課長等から説明を聴取した。

## 7. 監査の結果

監査の対象とした補助金に関する事務については、おおむね適正に行われていると認めたが、一部において、改善又は検討を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

指定管理施設に関する事務については、利用許可の手続きが規則に基づいていないなど、不適切な処理が見受けられた。所管課は、モニタリング等を通じて、指定管理者が条例、規則、基本協定書等に基づいた業務を行っているか否かを確認し、適時適切に指導されたい。

各監査結果については、次のとおりである。

なお、軽微な事務上の誤り等については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

## ◎ 補助金について

### (1) 喫煙マナー啓発事業補助金

#### ○ 目的

喫煙マナーの向上等を図るため、小林市たばこ販売対策協議会に対し、補助金を交付する。

#### ○ 指摘・要望事項

特に指摘事項は認められなかった。

### (2) 特例浄化槽設置整備事業補助金

#### ○ 目的

平成30年3月23日付けの小林都市計画下水道の変更に伴い、公共下水道の整備予定区域でなくなった区域の生活排水による河川の水質汚濁を防止し、水環境の保全を図るとともに、地域経済の活性化及び市内浄化槽工事業者の技術の伝承に寄与するため、当該区域内において浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。

#### ○ 指摘・要望事項

特に指摘事項は認められなかった。

### (3) 学校給食費負担軽減補助金

#### ○ 目的

学校給食費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援を拡充する。

#### ○ 指摘・要望事項

概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、一月ごとに分けて、請求することと補助金交付要綱に規定されているが、前期(4月から6月まで)及び後期(7月から翌年3月まで)に分けて請求されていた。所管課においては、規定と実情を精査し、事務の適正化及び効率化に向けた改善に努められたい。

## ◎ 公の施設に係る指定管理者について

### (1) 小林市西ノ原農村集会所

#### ○ 設置目的

地域農村の振興及び生活の向上を図ることを目的とする。

### (2) 小林市堤下構造改善センター

#### ○ 設置目的

地域農村の振興及び生活の向上を図ることを目的とする。

### (3) 小林市平川地区コミュニティセンター

#### ○ 設置目的

平川土地改良区域内の農村活性化及び地域住民のコミュニティを図ることを目的とする。

### (4) 小林市東方研修館

#### ○ 設置目的

東方区域内の農村活性化及び地域住民のコミュニティを図ることを目的とする。

## ◎ 各施設への指摘・要望事項

指摘及び要望事項は、次のとおりである。

- ① 施設の利用に当たっては、各施設の設置及び管理に関する条例施行規則により、利用許可申請書を指定管理者に提出し、指定管理者は提出された利用許可申請書を審査して、利用許可証を交付することになっているが、利用許可申請書の記載不備や利用許可申請書及び利用許可証を用いないで利用申請及び許可が行われていた。
- ② 利用料金については、各施設の設置及び管理に関する条例で、「別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。」と規定されているが、指定期間ごとに承認申請を行っていない施設が見られた。また、利用料金の徴収漏れや算定誤りが見られた。
- ③ 各施設の設置及び管理に関する条例に規定されている利用時間以外又は休館日に施設を利用させる場合は、市長の承認を得ることになっているが、市

長の承認を得ずに利用許可をしている施設が見られた。また、休館日において、条例と仕様書が相違している施設が見られた。

- ④ 消火器の管理について、消火器の使用期限が切れている施設が見られた。また、消防法施行令において、消火器の設置対象建物に該当しているが、消火器を設置していない施設が見られた。
- ⑤ 所管課によるモニタリング評価では、事業報告書と口頭の質疑だけで評価し、利用許可申請書、利用日誌等の資料を求めず、確認しないまま評価を行っていた。

モニタリング評価については、上記のような不適切な処理が行われているにもかかわらず、全ての項目において、適正に実施されているとの評価であった。所管課においては、今後、モニタリング評価が適正なものとなるために、事業報告書と口頭の質疑だけで評価するのではなく、利用許可申請書、利用日誌等の実証するための資料の提出を求めた上で評価し、真に適正との判定が下されるよう、適時適切な指導をされたい。

また、所管課は、今回の監査結果を踏まえた上で、事務の適正化及び効率化に向けた改善を行われたい。必要ならば規定を見直し、より適切な施設の管理運営を図られたい。